

改正

平成20年 1 月30日告示第39号

平成25年 3 月22日告示第60号

磐田市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を民間企業等との協働により有料広告の媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号）第46条第1項各号に規定する暴力団又は暴力団員等との関係が認められるもの

エ 市に納付すべき税を滞納しているもの

オ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張に係るもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

(1) 市の印刷物

(2) 市のホームページ

(3) その他広告媒体として活用可能な市の資産

2 市は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

(1) 市内に事業所を有するものの広告

(2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募とし、広報いわた又は市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するものは、磐田市広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法

による。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、磐田市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、磐田市広告審査委員会に諮るものとする。

（審査委員会の設置）

第9条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、磐田市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

（2）その他広告の掲載に関すること。

2 この告示に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

（1）広告主が広告掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

（2）広告主が市の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は業務を停滞させる行為を行ったとき。

（3）広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

（4）広告主が第2条第1号に該当したとき。

（5）その他市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、磐田市広告掲載取消決定通知書（様式第3号）により、広告主に通知しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

（1）広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

（2）その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(物品による受入れ)

第14条 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この告示の規定を準用する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月30日告示第39号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日告示第60号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第11条関係)